

平成17年度 国立大学法人上越教育大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学部教育)

教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

カリキュラムの改善に係る検討の結果、大幅な改善が必要となった場合には新カリキュラムを編成し、平成19年度入学者から適用する。

諸外国語の検定資格を外国語コミュニケーションに係る授業科目の単位として認定する制度について平成18年度までに調査検討を行い、制度の整備を図る。

学生の海外交流の機会である「海外教育研究」及び「韓国教員大学校との学生交流」について、実施体制を整備するとともに、プログラム内容の充実を図り、これらのプログラムを推進する。

学生の海外留学推進のため、海外協定校等での海外研修プログラムの充実及び留学情報提供の充実を図る。また、学生の海外留学を容易にするための条件整備について平成19年度までに検討する。

教育カリキュラムの一環としての情報リテラシー教育について、教員との連携について検討する。

講義室、プレイスメントプラザ等に無線LANによるアクセスポイントを設置するなど、情報機器利用環境を整備する。

平成17年度入学者から学年進行により、全学生にノートパソコンを所持させる。

現在すでに開講されている健康、スポーツ等に関する体験的・実践的な科目や、自然・環境等に関わる多様な問題を扱う学際的・体験的な科目を見直し、平成18年度までに必要な充実策を検討する。

卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

教員採用試験受験者比率の向上に努める。

中期計画期間中に教員就職率を65%に高めることを目指し、ベスト10以内の維持に努める。

教員就職率向上のための総合的戦略を実施する。

卒業生を対象としてインターネットによる遠隔地指導・遠隔地相談等の支援を行う。さらに、「教員採用試験学習支援システム」を利用したインターネットによる指導を実施する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育実習先の指導教諭（卒業生、同窓生を含む）及び教育実習生を対象に調査及び意見交換会を実施し、教育現場の意見に基づき、カリキュラム編成に関する検討を行い、大幅な改善が必要となった場合には新カリキュラムを編成し、平成19年度入学者から適用する。

(大学院修士課程)

教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

高度な実践的指導力を育成するための教育プログラムのカリキュラム化を平成18年度までに検討する。

カリキュラムの改善に係る検討の結果、大幅な改善が必要となった場合には新カリキュラムを編成し、平成19年度入学者から適用する。

研究プロジェクト等において附属学校及び地域の学校との臨床的研究の重点化を図るとともに、これらの研究に院生が加わることを推奨する。

教科の指導力と子ども理解のための資質能力向上を目的とした臨床研究の在り方を検討する。

修了後の進路等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

「教員養成における大学院の役割と総合的な対策」の具体的方策に基づき、教員就職率向上のための総合的戦略を実施する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。

カリキュラム編成による教育成果・効果の検証の1つの方策として教育現場関係者との意見交換などを行い、カリキュラム改善に関する情報を収集し、カリキュラム編成に活かす。

アンケート調査及び意見交換会のための方法の開発、予備的实施、結果の分析・調査方法の改善策について検討を行い、カリキュラムの大幅な改善が必要となった場合には、平成19年度入学者から適用する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策として、次のことを行う。

入学志願者のニーズを捉え、説明会の継続・充実を図る。

AO入試に関して、他大学の調査・選抜方法等を含め、その必要性について検討するとともに、入試専任教員を配置したアドミッション・オフィス機能を持つセンターの必要性に関し結論を得る。

積極的に近隣高校等への訪問・進学相談を実施する。

本学との協定校の留学生受入れの方策を含め、多様な選抜方法の導入に関し調査検討する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策として、次のことを行う。

臨床に関わる科目の必修化について、カリキュラムを改善する方向で検討する。

本学のカリキュラムの独自性を考慮しながら「シンプル化」に向けた検討を行い、併せて、他大学との連携・協力の円滑な推進にも配慮し、カリキュラム編成に活かす。

『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）を平成18年度までに策定し実施する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策として、次のことを行う。

ゼミナール等の目標を具体化し、教育効果を高める。

平成16年度から3か年計画で、教員に講義支援システムの定着を図る。

開設授業科目の必修・選択の区分の見直しについて検討し、平成18年度までに結論を得る。

学生の希望する授業が重ならないように、時間割作成上のルールを検討し、平成18年度までに結論を得る。

授業評価方法及び評価結果の活用を含めた授業評価システムを検討し、実施する。

遠隔授業用コンテンツを整備し、定着を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。

海外を含めGPAシステムの実際に関する調査研究を行い、その意義を明確化し、具体的方策を策定する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策として、次のことを行う。

弾力的な組織及び大学全体での人事に関する基本的な方針を策定するとともに、具体的な方策を検討する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策として、次のことを行う。

シラバス掲載図書を収集する。

授業内容と関連した学習用図書、人間形成に資する教養図書を学生1人当たり1冊以上収集する。

教育カリキュラムの一環としての情報リテラシー教育について、教員との連携について検討する。

講義室、プレイスメントプラザ等に無線LANによるアクセスポイントを設置するなど、情報

機器利用環境を整備する。

平成17年度入学者から学年進行により、全学生にノートパソコンを所持させる。教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策（ファカルティ・ディベロップメント等）として、次のことを行う。

現在行っている学生からの授業評価を検証し、授業改善及び指導改善につながるような授業評価システムを検討する。

授業並びに学生・院生に対する教育・研究指導に係る責任体制の在り方を検討し、教育・研究指導の質の改善を図る。

本学教員及び初等・中等学校等の現職教員等が本学授業を参観できるシステムを策定・試行の上、授業評価を実施する。

本学教職員及び初等・中等学校等の現職教員等が、教育について情報交換できる機会を定期的に提供するシステムを策定・試行の上、実施する。

全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策として、次のことを行う。

各センター及び心理教育相談室の組織等の在り方について、見直しを図る。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。

前年度の検討を踏まえて、講座・分野を越えての教育研究指導體制の構築が可能なところから実現を図る。

遠隔授業用コンテンツを整備し、定着を図る。

1年制、その他多様な履修形態の導入について継続して検討する。

研究プロジェクト等において附属学校及び地域の学校との臨床的研究の重点化を図るとともに、これらの研究に院生が加わることを推奨する。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策として、次のことを行う。

前年度の評価結果を踏まえて、具体的改善策及びチュートリアルシステムの導入等について検討し、可能なものから実施する。

定期的なキャリアカウンセリングを実施する。

生活相談・就職支援等に関する具体的方策として、次のことを行う。

学生サービスの充実を図る観点から、新たな学務部（大学）事務システムを段階的に導入する。

卒業生・修了生に関する名簿について計画的に整備を進め、大学の情報システムの積極的活用を図り、大学情報の提供等のアフターケアの充実に努める。

経済的支援に関する具体的方策として、次のことを行う。

授業料減免措置の確保・充実及び各種奨学金、アルバイト等経済的支援に係る情報提供の在り方等についても検討し、順次改善等を図る。

前年度に実施したアンケート結果を踏まえ、大学会館及び学生宿舎等の整備充実を図るとともに、キャンパスライフの利便性を向上させる福利厚生事業の充実を図る。

社会人・留学生等に対する配慮として、次のことを行う。

前年度に実施したアンケート結果を踏まえ、学生宿舎等の整備充実を図る。

留学生の身分特性等を配慮した、修学支援体制及び生活支援体制を整備するとともに、学内・学外の各組織との連携を含めた具体的な支援事項を平成19年度までに検討し、実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（１）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

大学として重点的に取り組む領域に関し、次のことを行う。

開発研究プロジェクトの基本計画案を検討し、主として上越地域の小・中・高等学校と協力して試行する。

成果の社会への還元に関する具体的方策として、次のことを行う。

学部と附属学校、公立学校等との共同研究テーマ策定理念及び意向調査の結果を踏まえ、共同研究を実施する。

各講座・分野の「修士論文発表会」を公開で開催し、広く現職教員や教育行政関係者を含めた研究協議の場とするため、運営方法について検討する。

現職教員の教育活動に資するため、研究成果を還元する出版事業及び本学からの指導助言者に対する援助や協力の在り方について平成18年度までに検討する。

新しい教員養成カリキュラムの構築のための策定理念を検討する。
研究の水準・成果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。

学内で採択する研究プロジェクトについて、研究成果の公表・公開方法について検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策として、次のことを行う。

弾力的な組織及び大学全体での人事に関する基本的な方針を策定するとともに、具体的な方策を検討する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策として、次のことを行う。

評価担当の委員会等において評価基準について検討する。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策として、次のことを行う。

発明・考案・意匠の創作の発掘、発明等の評価、出願手続までの流れを確立する。

発明コーディネーターや特許アドバイザーを招聘し、学内教職員を対象とする知的財産権に関する説明会や講演会等を実施するなど啓発に努める。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策として、次のことを行う。

研究の成果・効果を学校教育現場へフィードバックするための具体的な事業実施計画を検討する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策として、次のことを行う。

各センター及び心理教育相談室の組織等の在り方について、見直しを図る。

学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。

情報化の視点から附属小・中学校の情報システムについては、情報基盤センターとの連携・協力を推進する。

本学の研究成果を広く提供するために、学術情報の流通・発信の在り方について、全学的見地から平成18年度までに検討を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策として、次のことを行う。

地域のニーズの調査をもとにした地域貢献事業を企画し実施する。また、地域社会との連携・協力を推進するため地域連携に関する情報の集約等の機能の充実を図る。

教育委員会及び学校に対する調査の分析結果により、より組織的かつ積極的に学校コンサルテーション事業を推進する。

新潟県立看護大学との連携による地域貢献事業等を逐次実施する。

大学施設を地域に開放するためのニーズ把握のため、アンケート調査結果の分析を行い、地域開放の具体策を平成18年度までに検討し、策定する。

産学官連携の推進に関する具体的方策として、次のことを行う。

教員養成大学等における産学官連携の実績調査を実施する。

地域の公立大学等との連携・支援に関する具体的方策として、次のことを行う。

新潟県立看護大学との連携による地域貢献事業等を逐次実施する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策として、次のことを行う。

前年度に策定した協定校との留学生交流等の国際交流推進に関する基本方針について、学内への周知を図るとともに、基本方針に沿って本学の国際交流を推進する。

留学生の身分特性等を配慮した、修学支援体制及び生活支援体制を整備するとともに、学内・学外の各組織との連携を含めた具体的な支援事項を平成19年度までに検討し、実施する。

学生の海外交流の機会である「海外教育（特別）研究」及び「韓国教員大学校との学生交流」について、実施体制を整備するとともに、プログラム内容の充実を図り、これらのプログラムを推進する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策として、次のことを行う。

協定校との学生交流について、多様な形態による学生交流プログラムを検討し、推進する。

「教員研修留学生」及び「日本語・日本文化研修留学生」を受け入れるためのプログラム内容の充実と体制の整備を図る。

教育・人づくり領域における国際貢献について、他の機関と連携して本学が取り組むための方策、及び貢献が可能な事業分野・内容並びにJICA研修生等の受入れについて平成18年度までに検討する。

（２）附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策として、次のことを行う。

研究プロジェクトの中からアクションリサーチに発展するもの、交流事業として実施するものを絞り、附属学校の教育課程に位置づけて試行する。

「実践セミナー」・「実践場面分析演習」等、教育現場と密接な関係をもつ授業科目について、附属学校と連携して授業運営を行う。

学校運営の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。

附属学校の教育研究やプロジェクト研究の成果を、HP等で公表するとともに教育図書として刊行する。

学校運営のグランドデザインとその結果について自己点検・評価と、保護者や学校評議員等からの評価（外部評価）を併せて活用し、学校運営の継続的・発展的な改善を目指す。

年２回の学校評議員会を開催し、学校運営のグランドデザインとその結果について意見を聞き、各校長、副校長、研究主任で構成する協議会で検討し、学校運営に資する。

実効性のある危機管理マニュアルを作成し、それに沿った訓練を年に数回実施するとともに、訓練の反省を生かして同マニュアルを改善・整備する。

防火、震災対策、不審者侵入防止対策等の施設設備、併せて健康、栄養、安全教育の実施上の瑕疵をなくすため、定期点検を毎月実施する。

警察・消防署等の外部講師による職員研修、併せて職員の防災緊急時対応訓練を実施する。

附属学校の教育実践等に関する具体的方策として、次のことを行う。

（共通）

幼・小・中の連携を図るために、各校長、副校長、研究主任で構成する協議会で連携推進について協議し、学校運営に資する。

幼から小、小から中への子どもの進学に際し、双方の担当教員間による連絡会を開催し、子どもの学習と生活に関する連絡を密にする。

教育実践の成果について、内外評価を実施し、検討結果を次年度に反映する。

（幼稚園）

遊びを中心とした自発的活動を重視しながら、子どもの発達に対応する適切な課題活動についても研究を深め、特色ある幼稚園教育を創造し、研究発表会等を通して社会に発信する。

学生の学習支援ボランティアを取り入れ園生活を充実させる。

（小学校）

総合単元活動、総合教科活動、心の活動の具体的な実践研究を大学教員と共同してさらに推進する。

研究発表とその公開を一層進めるとともに、保護者の自由参観や発表会への参画等、保護者との連携を強化する。

（中学校）

教育目標に即した教育課程開発と単元開発の研究を大学教員と共同して進め、その成果を研究発表会等を通して社会に発信する。

附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。

入学者についての多角的な調査に併せて追跡調査を実施し、応募者増や入学者選考方法の改善に向けた基礎資料を蓄積する。

附属学校運営委員会において、各附属学校における入学者選考方式及び各附属学校への応募者の地域拡大と通学のために講ずべき措置について検討し、次年度に反映する。
公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策として、次のことを行う。
公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策について平成18年度までに検討する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

運営組織の効果的・機動的な運営に関する学部等運営に関する具体的方策として、次のことを行う。
教職員の提案、意見開陳の機会を確保する適切なシステムを構築・実施する。
全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策として、次のことを行う。
弾力的な組織及び大学全体での人事に関する基本的な方針を策定するとともに、具体的な方策を検討する。
教育・研究指導並びに地域貢献等の評価方法を検討する。
学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策として、次のことを行う。
民間経験や高い専門性を有する職員の採用（任用期限付き採用を含む）を行い幅広い人材登用を図り、また、人材活用の推進を図るための具体的な方策について検討する。
国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的措置として、次のことを行う。
信州大学との連絡協議会及び新潟大学との教員養成・現職教員研修の在り方に関する連携協議会における連携・協力交流事業について、積極的に実施していく。
新潟大学・信州大学以外の大学との連携による教員養成の充実について協議する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策として、次のことを行う。
教育研究組織の編成・見直しを弾力的に行うことができるシステムを平成18年度までに構築する。
教育研究組織の見直しの方向性に関し、次のことを行う。
点検・評価の結果に基づき、明確となった諸課題への対応策を逐次検討し、改善を図る。
専攻・コース・分野等について、内容・名称の変更・新設の必要性や方策を検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策として、次のことを行う。
研究業績を中心に、教育・研究指導の実績も重視した具体的な評価基準等を定め、客観的で公正な人事評価制度の構築を検討する。また、事務系職員の評価については、企画立案、管理・運営、学生サービス、研究支援等の職種に応じ、「業績評価・目標管理」など、人事評価制度の構築を検討する。
柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策として、次のことを行う。
学校現場における教育経験を有する者の全教員中に占める割合を高めるため、その促進策を検討する。
現職教員や指導主事等を一定の任期を付した教員として配置する。
教員の流動性向上に関する具体的方策として、次のことを行う。
現職教員や指導主事等を一定の任期を付した教員として配置する。
外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策として、次のことを行う。
外国人・女性の教員への雇用促進のための検討を行う。
事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策として、次のことを行う。
民間経験や高い専門性を有する職員の採用（任用期限付き採用を含む）を行い幅広い人材登用

を図り、また、人材活用の推進を図るための具体的な方策について検討し、実施する。

法人経営に関する能力がある者の採用や、アウトソーシングによる人材の有効活用、教育委員会との人事交流等の検討を進める。

大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内での研修を企画・実施し、併せて、民間で実施している研修にも積極的に参加させる。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策として、次のことを行う。

前年度に引き続き、客観的で公正な人事評価制度の構築を検討する。また、潜在能力を十分に発揮できる環境を整備するため、インセンティブの付与を基本とする人事評価制度を検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策として、次のことを行う。

各種業務について、事務処理の簡素化・効率化を図る観点から、事務処理の現状を分析の上、実現可能と判断できるものから業務の集中化・電子化等を図る。

各種業務について、費用対効果の観点から、アウトソーシング可能と判断される業務については、アウトソーシングへの移行を図る。

複数大学による共同業務処理に関する具体的方策として、次のことを行う。

複数大学による共同業務処理が可能な業務を効率化の観点から平成18年度までに調査する。

業務のアウトソーシング等に関する具体的方策として、次のことを行う。

各種業務について、費用対効果の観点から、アウトソーシング可能と判断される業務については、アウトソーシングへの移行を図る。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策として、次のことを行う。

外部資金に関する計画的な情報提供・啓発業務を行う。また、本学教員の研究実績等について対外的な紹介活動に取り組む。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。

地方公共団体等からの業務委託、地方公共団体等への研修プログラムの提供について、関係委員会等における検討結果をもとに具体的な方策を策定する。

大学施設利用料を徴収する場合に必要な施設整備の内容、料金、徴収方法、開始時期、学内周知方法等を検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策として、次のことを行う。

前年度実施した事項について検証し、その成果を踏まえ、節約に関するキャンペーンを展開する。さらに、新たな事項を模索、具体的に検討を行い可能なものから実施することによって、管理的経費の一層の抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策として、次のことを行う。

地域社会のニーズ等の調査結果に基づき、地域社会への開放など、積極的な活用を推進する方向で、既存資産の効率的・効果的な運用方策を平成18年度までに検討し、策定する。

駐車場整備費を徴収する場合に必要な施設整備の内容、料金、徴収方法、開始時期、学内周知方法等を検討する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。

自己点検・評価の位置付けや評価基準・内容・対象・方法等を検討する。

在学生、卒業生（修了生）、教育委員会、地域住民等からの意見・要望の聴取を行う。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策として、次のことを行う。

点検・評価結果に基づく改善のための提言と改善を促す取組を行うなどの点検・評価結果を大学運営に反映するシステムを検討する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策として、次のことを行う。

大学情報の積極的な公開・提供のために、他の委員会等における検討内容と調整を図り、データベース化を進め、公開可能となったものから逐次公開する。

既存の情報発信媒体が国民への説明責任を果たしているか随時見直しを図り、不断に情報提供の改善を図る。

UI（University Identity）の確立に向け具体的な実施計画を策定し、逐次実現する。

各種広報媒体の効果等を検討し、コンテンツ及び提供方法の改善を図る。

教員のニーズに基づく出版及び講演・学会誘致等に対する援助の在り方を検討する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的方策として、次のことを行う。

既存施設の利用状況を引き続き調査し、その結果を分析する。

学生ニーズや教育研究の動向について、調査を実施し、施設マネジメントの基本方針を検討する。

附属図書館、附属学校、学生宿舎、大学会館等の整備の推進に努める。

基幹・環境については、防災・防犯対策、バリアフリー対策に配慮した整備・維持に努める。

耐震性能の低い建物、老朽化した施設については、年次計画を立て、耐震診断を実施する。

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策として、次のことを行う。

既存施設の効率的・効果的な利用のため、共用化の推進を図る。

中期計画の進展、教員の異動等に伴う施設ニーズの変化に対応すべく、各室の効果的な再配置を検討し、実施する。

安全パトロールを実施し、施設の劣化度及び管理状況等の恒常的な点検を行い、安全対策、省エネ対策及びプリメンテナンスを基本として、効果的な維持管理を努める。

施設管理（ファシリティ・マネジメント）のデータを整備する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策として、次のことを行う。

健康・安全管理について、全事業場で安全週間及び労働衛生週間の実施等を行う。

健康・安全管理について、衛生管理者、衛生推進者、作業主任者等に対する研修等に参加する。

学生及び教職員の安全衛生については、健康診断等の年度計画を作成するとともに、健康保持増進週間を実施するなど健康保持増進のための措置を講ずる。

精神衛生相談及び健康診断の充実を図る。

実験研究環境等を一元管理する体制づくりを進めるとともに、安全管理を徹底する。

学生等の安全確保等に関する具体的方策として、次のことを行う。

学生及び教職員に対する災害発生防止対策、災害発生原因の調査及び再発防止対策を講ずる。

警察等の外部講師による職員研修を実施するとともに、附属学校において、安全のための防犯避難訓練や交通安全指導等を実施する。

災害対策本部において、山屋敷地区（大学校舎、学生宿舎）、西城地区（学校教育総合研究センター、附属小学校）、本城地区（附属中学校）、赤倉地区（赤倉野外活動施設）ごとに地震を想定した防災訓練を行う。

上越市と防災事項について、連携を模索する。

予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

9 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

山屋敷地区の土地の一部（新潟県上越市山屋敷町 1 番地、130m²）を譲渡する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総額 25	国立大学財務・経営センター 施設費交付金（25）

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教員組織及び教員人事について、弾力的な組織及び大学全体での人事に関する基本的な方針を策定するとともに、具体的な方策を検討し、可能なものから実施する。

現職教員や指導主事等を一定の任期を付した教員として配置する。

事務系職員等の採用等について、民間経験や高い専門性を有する職員の採用（任用期限付き採用を含む。）を行い幅広い人材登用を図り、また、人材活用の推進を図るための具体的な方策について、大学運営の企画立案等に積極的に参画するなど、可能なものから実施する。

（参考1）平成17年度の常勤職員数 309人
また、任期付き職員数の見込みを5人とする。

（参考2）平成17年度の人件費総額見込み 2,975百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,467
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	18
国立大学財務・経営センター施設費交付金	25
自己収入	837
授業料及入学金検定料収入	747
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	90
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	24
長期借入金収入	0
計	4,371
支出	
業務費	4,304
教育研究経費	3,162
診療経費	0
一般管理費	1,142
施設整備費	25
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	24
長期借入金償還金	18
計	4,371

[人件費の見積り]

期間中総額 2,975 百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業費は含まない。

2 . 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,182
經常費用	4,182
業務費	3,821
教育研究経費	551
診療経費	0
受託研究費等	3
役員人件費	87
教員人件費	2,299
職員人件費	881
一般管理費	321
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	40
臨時損失	0
収入の部	4,182
經常収益	4,182
運営費交付金	3,281
授業料収益	592
入学金収益	130
検定料収益	25
附属病院収益	0
受託研究等収益	3
寄附金収益	21
財務収益	0
雑益	90
資産見返運営費交付金等戻入	24
資産見返寄附金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	15
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,928
業務活動による支出	4,142
投資活動による支出	211
財務活動による支出	18
翌年度への繰越金	557
資金収入	4,928
業務活動による収入	4,328
運営費交付金による収入	3,467
授業料及入学金検定料による収入	747
附属病院収入	0
受託研究等収入	3
寄附金収入	21
その他の収入	90
投資活動による収入	43
施設費による収入	43
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	557

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

学校教育学部	初等教育教員養成課程 640人 (うち教員養成に係る分野 640人)
学校教育研究科	学校教育専攻 240人 (うち修士課程 240人) 幼児教育専攻 20人 (うち修士課程 20人) 障害児教育専攻 60人 (うち修士課程 60人) 教科・領域教育専攻 280人 (うち修士課程 280人)
附属小学校	480人 学級数 12クラス
附属中学校	360人 学級数 9クラス
附属幼稚園	90人 学級数 3クラス